

令和6年9月  
水産庁

アイエーティーティーシー  
I A T T C (全米熱帯まぐろ類委員会) 年次会合の結果について

**1 日時・場所**

9月2日（月）～6日（金）（現地時間）

於：パナマシティ（パナマ）

**2 出席国・地域・国際機関**

日本、米国、カナダ、EU、中国、韓国、台湾、フランス（海外領土）、メキシコ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、バヌアツ、インドネシア※、ボリビア※、ホンジュラス※、チリ※、リベリア※、の25か国・地域（※は協力的非加盟国）

（他、関係する国際機関、NGOの代表等が参加）

**3 我が国出席者**

福田水産庁資源管理部審議官（我が国代表）ほか、水産庁、外務省、国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び業界関係者。

**4 結果概要**

（1）太平洋クロマグロ

本年7月に開催されたWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）北小委員会・IATTC 合同作業部会で合意した事項に基づき、以下の措置を採択。

## ① 太平洋クロマグロ保存管理措置

以下の増枠を含む措置を採択（7月合意から変更なし）。

（2年分のブロッククオータ）

米国 : 1,017 トン ⇒ 1,822 トン (50%+300 トン増枠)

メキシコ : 6,973 トン ⇒ 10,763 トン (50%+300 トン増枠)

(計 : 7,990 トン ⇒ 12,585 トン (4,595 トン増枠) )

## ② 太平洋クロマグロ監視取締措置

各国が実施している監視取締措置に関する報告義務を設け、  
2026 年までに統一的な監視取締措置を作成する手続きを定めた  
措置を採択（7月合意から一部修正）。

### （2）熱帯まぐろ（メバチ・キハダ）

措置の見直しの議論が行われたものの合意に至らず、現行措  
置の2年延長を基本とした措置を採択。

#### 【参考 メバチ・キハダ資源管理措置の概要】

##### （1）まき網漁業

	2025-2026 年
全面禁漁期間	<u>全船が、年間 72 日間を禁漁期間とする。</u> <u>(7月 29 日～10月 8 日又は 11月 9 日～翌年 1月 19 日)</u>
集魚装置 (FAD) の使用数 (一隻当たり)	<u>漁船毎に前年のメバチ漁獲量に応じて禁漁期間を延長</u> 1200 トン以上 : 72 → 82 日間 1500 トン以上 : 72 → 85 日間 1800 トン以上 : 72 → 88 日間 等

##### （2）はえ縄漁業

メバチの年間漁獲上限の設定（計 55,131 トン）

日本	韓国	台湾	中国	米国
32,372 トン	11,947 トン	7,555 トン	2,507 トン	750 トン